

法定点検等の実施

建築物衛生法と人事院規則について（P 1 / 3）

建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）と人事院規則10-4（職員の保険及び安全保持）は、それぞれ目的とするところは違いますが、**内容にほぼ同等の項目**があります。

保全実態調査の項目では、以下のような対象となります。

内容的に同様の項目は、別々に実施する必要はありませんが、対象となる法令等の規定に基づき実施を行うようにしましょう。

法令等	目的	適用	機械換気設備の点検	ボイラーの性能検査、定期検査	排水設備の清掃	清掃等及びねずみ等の防除	空気環境の測定	冷却塔、加湿装置等の清掃等	給水設備の飲料水、雑用水の浮遊残留塩素等の検査
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）	公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。	一定の用途、規模の建築物に適用	—	—	○	○	○	○	○
人事院規則10-4	職員（国の職員）の保健及び安全保持を目的とする。	国の職員が勤務する建築物は全て適用	○	○	—	○	○ 浮遊粉塵除く	○	—

※「排水設備の清掃」は、人事院規則10-4で、すべての事務所において、排水の補修及び掃除は行わなければならないが、性能維持を求めているものであり、定期的な点検等は定められていないため、対象外となります。

※「給水設備の飲料水、雑用水の浮遊残留塩素等の検査」は、人事院規則10-4で、すべての事務所において、飲用し、又は食器の洗浄に使用する水を供給するときは、当該水について、給水せんにおける水に含まれる遊離残留塩素の含有率について一定の数値以上に行うこととされていますが、性能維持を求めているものであり、定期的な点検等は定められていないため、対象外としています。

建築物衛生法と人事院規則について（P 2 / 3）

★建築物衛生法に関する参考

【対象となる建築物は？】

「特定用途」に供する床面積（特定用途の面積＋それに付随、付属する面積）の合計が**3, 000㎡以上**の建築物 又は、学校教育法第一条に規定する学校で8, 000㎡以上。

- 【特定用途】
- 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
 - 二 店舗又は**事務所**
 - 三 学校教育法第一条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
 - 四 旅館

※適用を受ける特定建築物は、保健所に届け出（建築物衛生法第5条）が必要ですので、届出がされているかを確認する事で対象が確認できます。（該当する場合で、届け出がされていない場合、保健所に相談して下さい。）

【様々な義務があります】

※特定建築物の所有者、管理権限者には、建築物衛生法で以下のような義務が課されています。

【所有者の責務】

- （1）**保健所に届け出ること**。【法第5条第1～3項】
- （2）**「建築物環境衛生管理技術者」を選任すること**。【法第6条第1項】
- （3）**必要な事項を記載した帳簿書類を備えておくこと**。【法第10条】（**保管期間の規定有り**）（**報告義務無し**）
- （4）都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）からの**立入検査等に従うこと**。【法第11条第1項】

【管理権限者の責務】

- （1）**「建築物環境衛生管理基準」に従って特定建築物の維持管理**をすること。【法第4条第1項】
- （2）**建築物環境衛生管理技術者の意見を尊重**すること。【法第6条第2項】
- （3）都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）からの**改善命令等に従うこと**。【法第12条】

法定点検等の実施

建築物衛生法と人事院規則について（P 3 / 3）

★人事院規則に関しての参考

【対象となる建築物は？】

“対象となる建築物”では無く、人事院規則10-4（職員の保険及び安全保持）の規定であり、国の職員が勤務する環境等に対してとなりますので、国の職員が勤務する施設（設備）は**規模にかかわらず対象**となります。

【具体的にはどんな規定があるのか？】

人事院規則10-4で規定されている点検等の項目に関連する条文では、

「ボイラーの性能検査、定期検査」：32条に規定

されていますが、それ以外の

「機械換気設備の点検」
「清掃等及びねずみ等の防除」
「空気環境の測定」
「冷却塔、加湿装置等の清掃等」

については、15条（勤務環境等について講ずべき措置）に規定されています。

具体的な内容に関しては、「人事院規則10-4の運用について（昭和62.12.25職福 - 691）」により15条の具体的措置は「**事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）**」や「労働安全衛生規則」によるとされています。